

**追補**

次のように改正されましたので該当箇所についてご訂正下さい。  
(改正箇所は傍線等で示しました。)

○地方公共団体の手数料の標準に関する政令……(2)

改正 平成二十年十二月二十五日 政令第三百九十八号

○特定設備検査規則……(3)

改正 平成二十年十二月一日 省令第八十二号

省令第八十二号は「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う経済産業省関係省令の整備に関する省令」

○容器保安規則……(4)

改正 平成二十年十二月一日 省令第八十二号

省令第八十二号は「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う経済産業省関係省令の整備に関する省令」

○高圧ガス保安法に基づく高圧ガス製造保安責任者試験等に関する規則……(5)

改正 平成二十年十二月一日 省令第八十二号

省令第八十二号は「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う経済産業省関係省令の整備に関する省令」

○高圧ガス保安法に基づく指定試験機関等に関する省令……(6)

改正 平成二十年十二月一日 省令第八十二号

省令第八十二号は「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う経済産業省関係省令の整備に関する省令」

地方公共団体の手数料の標準に関する政令

(一四一頁 改正)

標準事務	手数料を徴収する事務	金額
一〇四十五 四十六〇五十一	(略)	(略)
五十二 高圧ガス保安法施行令(平成九年政令第二十二号)第十八条第二項第一号の規定に基づく製造保安責任者免状の交付及び同号の規定に基づく高圧ガス保安法第三十一条第二項に規定する製造保安責任者試験の実施又は同法第二十九条の規定に基づく販売主たる者免状の交付及び同法第三十一条第二項の規定に基づく販売主たる者試験の実施に関する事務	5 高圧ガス保安法施行令第十八条第二項第一号の規定に基づく高圧ガス保安法第三十一条第二項に規定する製造保安責任者試験の実施	イ 乙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験 九千円(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第五十一号)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して受験願書を提出する場合(以下「電子情報処理組織により受験願書を提出する場合」という。)にあつては、八千五百円) ロ 丙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験 八千四百円(電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、七千九百円) ハ 乙種機械責任者免状に係る製造保安責任者試験 九千円(電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、八千五百円) ニ 第二種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験 九千円(電子情報処理組織により受験願書を提出する場合

五十三〇五十七 五十八〇百八	(略)	(略)
備考(略)	6 高圧ガス保安法第三十一条第二項の規定に基づく販売主たる者試験の実施	イ 第一種販売主たる者免状に係る販売主たる者試験 七千六百円(電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、七千円) ロ 第二種販売主たる者免状に係る販売主たる者試験 六千円(電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、五千五百円)

(一四四頁 平成一八年一月二五日政令第四号の附則の次に追加)

附則〔平成二〇年二月二五日政令第三九八号〕抄  
この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。(以下略)

## 特定設備検査規則

(六一五頁 改正)

(登録の申請)

第五十八条 (略)

2 法第五十六条の六の二第三項の経済産業省令で定める書類は、次の各号に掲げるものとする。

一 定款又は寄付行為及び登記事項証明書

二 四 (略)

3 及び 4 (略)

(六二二頁 平成一七年三月三〇日省令第三九号の附則の次に追加)

附則 (平成二〇年二月一日 省令第八二号)\*

\*省令第八二号は「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う経済産業省関係省令の整備に関する省令」

この省令は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行の日(平成二十年十二月一日)から施行する。

## 容器保安規則

(七四六頁 改正)

(登録の申請)

第四十一条 (略)

2 法第四十九条の五第三項の経済産業省令で定める書類は、次の各号に掲げるものとする。

一 定款又は審附簿及び登記事項証明書

二 四 (略)

3 5 (略)

(七五八頁 平成一七年三月三〇日省令第三九号の附則の次に追加)

附則 (平成二〇年二月一日 省令第八二号)\*

\*省令第八二号は「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う経済産業省関係省令の整備に関する省令」

この省令は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行の日(平成二十年十二月一日)から施行する。

高圧ガス保安法に基づく高圧ガス製造  
保安責任者試験等に関する規則

(七八四頁 改正)

(指定講習機関の指定の申請)

第十二条 (略)

一〇三 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款又は審附簿及び登記事項証明書

二及び三 (略)

四 次の事項を記載した書類

イ 役員の氏名及び略歴並びに「一般社団法人」にあつては社員の氏名又は名称

ロ〇二 (略)

(七八七頁 平成一七年三月二九日省令第三五号の附則の次に追加)

附則 (平成二〇年二月一日 省令第八二号)\*

\*省令第八二号は「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う経済産業省関係省令の整備に関する省令」

この省令は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行の日 (平成二十年十二月一日) から施行する。

高圧ガス保安法に基づく指定試験  
機関等に関する省令

(七九九頁 改正)

(指定試験機関に係る指定の申請)

第三条 (略)

一 定款又は審附簿及び登記事項証明書

二及び三 (略)

四 次に掲げる事項を記載した書類

イ 役員の名及び略歴並びに一般社団法人にあつては社員の氏名又は名称

ロ～ニ (略)

(八〇二頁 改正)

(指定完成検査機関に係る指定の申請)

第十四条 (略)

一 定款又は審附簿及び登記事項証明書

二及び三 (略)

四 次に掲げる事項を記載した書類

イ～ニ (略)

ホ 協力を会社を用いて完成検査を行う場合は、当該協力会社に係る次の(イ)から(ホ)の事項

(イ) (略)

(ロ) 定款又は審附簿

(ハ)～(ニ) (略)

へ (略)

五及び六 (略)

(八〇五頁 改正)

(指定完成検査機関に係る構成員の構成)

第十八条 (略)

一 一般社団法人 社員

二～六 (略)

(八〇七頁 改正)

(指定輸入検査機関の指定等)

第二十三条の二 (略)

2 法第五十八条の三十の二第一項の規定により、指定輸入検査機関の指定を受けようとする者は、様式第十五の二の指定輸入検査機関指定申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 定款又は審附簿及び登記事項証明書

二及び三 (略)

四 次に掲げる事項を記載した書類

イ～ニ (略)

ホ 協力を会社を用いて輸入検査を行う場合は、当該協力会社に係る次

のイからハの事項

(イ) (略)

(ロ) 定款又は審附簿

イ～ハ) (略)

へ) (略)

五及び六 (略)

(八一〇頁 改正)

(指定保安検査機関に係る指定の申請)

第二十五条 (略)

一 定款又は審附簿及び登記事項証明書

二及び三 (略)

四 次に掲げる事項を記載した書類

イ～ニ (略)

ホ 協力会社を用いて保安検査を行う場合は、当該協力会社に係る次

のイからハ)の事項

(イ) (略)

(ロ) 定款又は審附簿

イ～ハ) (略)

へ) (略)

五及び六 (略)

(八一四頁 改正)

(指定容器検査機関に係る指定の申請)

第三十六条 (略)

一 定款又は審附簿及び登記事項証明書

二及び三 (略)

四 次に掲げる事項を記載した書類

イ～ニ (略)

ホ 協力会社を用いて容器検査等又は型式試験を行う場合は、当該協

力会社に係る次の事項

(イ) (略)

(ロ) 定款又は審附簿

イ～ハ) (略)

へ) (略)

五及び六 (略)

(八一八頁 改正)

(指定特定設備検査機関に係る指定の申請)

第四十七条 (略)

一 定款又は審附簿及び登記事項証明書

二及び三 (略)

四 次に掲げる事項を記載した書類

イ～ニ (略)

ホ 協力会社を用いて特定設備検査を行う場合は、当該協力会社に係

る次の事項

(イ) (略)

(ロ) 定款又は審附簿

イ～ハ) (略)

へ (略)  
五及び六 (略)

(八二二頁 改正)

(指定設備認定機関に係る指定の申請)

第五十七条 (略)

一 定款又は審附簿及び登記事項証明書

二及び三 (略)

四次に掲げる事項を記載した書類

イ〜ニ (略)

ホ 協力会社を用いて指定設備の認定を行う場合は、当該協力会社に

係る次の事項

(イ) (略)

(ロ) 定款又は審附簿

い〜(ハ) (略)

へ (略)

五及び六 (略)

(八二四頁 改正)

(検査組織等調査機関に係る指定の申請)

第六十六条の三 (略)

一 定款又は審附簿及び登記事項証明書

二及び三 (略)

四次に掲げる事項を記載した書類

イ〜ハ (略)

ニ 協力会社を用いて検査組織等調査を行う場合は、当該協力会社に

係る次の(イ)から(ニ)の事項

(イ) (略)

(ロ) 定款又は審附簿

い及び(ハ) (略)

ホ (略)

五及び六 (略)

(八三二頁 平成一八年四月二八日省令第六三三号の附則の次に追加)

附則 [平成二〇年二月一日 省令第八二号]

\*省令第八二号は「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う経済産業省関係省令の整備に関する省令」

この省令は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行の日(平成二十年十二月一日)から施行する。